≪件名≫
相続診断システム活用術 第２３号__マンションの相続税評価額算出機能の紹介

≪本文≫
相続診断システム導入企業各位
（BCC で送信しております）

第２３号では、マンションの相続税評価額算出機能を紹介します。
2024 年 1 月よりマンションの相続税評価額の算出方法が変わりますが、当システムに算出機能が実装されました。
2023 年 12 月 12 日に本機能をリリースしておりますので、バージョンアップをしてご利用いただければ幸いでございます。

1. 下のように不動産を通常通り入力した後、【マンション評価】ボタンを押します。

2. 『総階数』などの空欄の箇所を入力し、【反映】ボタンを押します。
※ 敷地権とは別に土地の共有持ち分が 1/1 ではない場合は、土地の共有持ち分と敷地権をそれぞれ正しく入力してください。

3. 相続税評価額強制入力欄にマンションの相続税評価額が入力されます。
【シートへ入力】ボタンを押して入力完了です。

◇ データ入力シート上の【マンション評価】ボタンから相続税評価額の計算過程を確認できます。

相続診断システムを操作されているご担当者さまへ本メールを転送していただきますようお願いいたします。（ご担当者さまへ直接配信してほしい場合は、弊社まで担当者名とメールアドレスをお知らせください）

相続診断システム活用術の配信停止を希望される方は、配信停止するメールアドレスを弊社までお知らせください。

//
バンカーズ・ビジネス・ソリューションズ株式会社
〒103-0011　東京都中央区日本橋大伝馬町 13-7 大富ビル２階（受付）
TEL：03-6868-4792
Mail：bbs.jp@bankers-bs.com
HP：http://www.bankers-bs.com/
//